

2018年2月

受益者の皆様へ

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

「ベトナム株式プラス・オープン（愛称：ベトナム・ドリーム）」の
信託終了（繰上償還）予定に係る書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、追加型証券投資信託「ベトナム株式プラス・オープン（愛称：ベトナム・ドリーム）」（以下「当ファンド」といいます。）は、受益者の皆様の長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、2018年1月末日現在、受益権の総口数が、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数（10億口）を下回る約4億89百万口となっており、大幅な改善が見込めない中、運用の基本方針に則った運用の継続が困難な状況となりつつあります。

弊社といたしましては、当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって最善であるとの判断に至りました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただけますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

1. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| ①受益者の確定 | 2018年2月23日 |
| ②書面による議決権の行使の期間 | 2018年2月23日～2018年3月21日 |
| ③書面による決議の日
(信託終了（繰上償還）の可否が決定される日) | 2018年3月22日 |
| ④信託終了（繰上償還）予定日 | 2018年4月26日 |

本書面決議による議決権の行使については、2018年2月23日時点の受益者の方（2018年2月21日までに取得のお申込みをなされた方を含みます）を対象としております。

2018年2月22日以降に当ファンドのご購入をお申込みになり、これに伴い当ファンドの受益権を取得された受益者につきましては、本議決権はございませんのでご了承ください。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り2018年4月26日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日から起算して5営業日までに販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いを開始いたします。また、ご解約のお申込みは、2018年4月24日まで通常通り受け付けます。

また、上記の受益者の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。この場合、信託契約を継続する旨を本決議の日の後、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

2. 書面決議における議決権の行使方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了（繰上償還）について賛成または反対される旨等をご記入の上、2018年3月21日までに下記宛にご送付ください。2018年3月21日弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面を返送いただかない場合）は、賛成いただいたものとして取扱わせていただきます。

[送付先]

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町12-7 日本橋小網ビル
日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
議決権行使書面受付窓口 宛

[ご注意]

同一の受益者の方が本信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、賛成されたものとして取扱わせていただきますのでご了承ください。また、議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合にも、賛成されたものとして取扱わせていただきます。

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
「信託終了についての窓口」 電話：03-6892-7150
(平日午前9時～午後5時(祝祭日を除きます。))

以上

IT500011NT180126bC